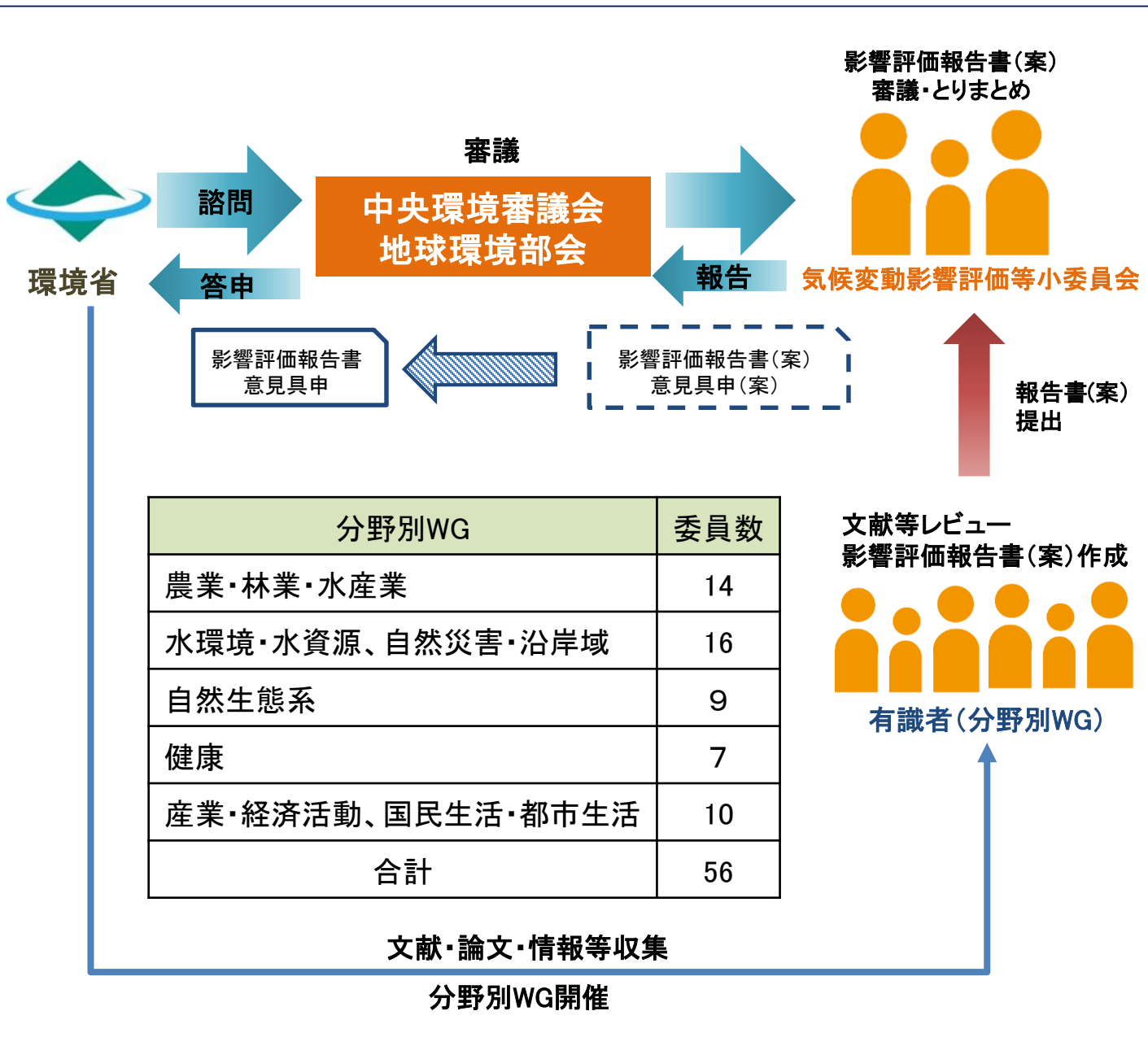


気候変動影響評価等小委員会の審議状況について

- ・平成30年12月、気候変動適応法第10条1項に基づき、中央環境審議会に対し「気候変動の影響評価について」の諮問を行い、平成31年1月に気候変動影響評価等小委員会が設置されたところ。
- ・小委員会において、2020年実施予定の第2次気候変動影響評価に向けて、以下の実施体制及びスケジュールで作業が開始されている。

●実施体制



気候変動適応法 第10条(気候変動影響の評価)

第10条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。

●スケジュール

年度	月日	スケジュール	影響評価に向けた作業 (事務局及び各WG委員)	
平成30	1-2月	各分野別WG委員への個別ヒアリング 第1回分野別WG(5分野) 文献収集状況確認 評価の留意点・論点の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度収集文献の妥当性確認 ・影響評価の留意点・論点の取りまとめ 	
	3月28日	気候変動影響評価等小委員会 進捗状況報告 留意点・論点の審議		
	※文献収集は平成31年3月公表分まで			
2019	夏頃	第1回分野別WG座長間会合 進め方、構成等の確認 分野共通事項、評価指標等の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動影響報告書(案)の執筆 下記の内容を小項目毎に作成 ①気候変動による影響の要因 ②現在の状況(概要及び本文) ③将来予測される影響(概要及び本文) ④重大性・緊急性・確信度の評価と根拠 ⑤これまでに得られた情報の一覧 	
	10月頃	第1回分野別WG(5分野) 報告書(案)の確認及び執筆 ＜執筆・確認作業＞		
	2月	第2回分野別WG座長間会合 報告書(案)の確認・調整 分野間の最終調整等		
	3月	気候変動影響評価等小委員会 報告書(案)の確認 2025年影響評価に向けた課題検討		
2020	春～夏	第1回分野別WG(5分野) 報告書(案)確定 気候変動影響評価等小委員会 報告書(案)、意見具申(案)確認 2025年影響評価に向けた課題検討	<p>意見具申案</p> <p>報告書案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SI-CAT(文科省) ・地域適応 コンソーシアム事業(環境省・農水省・国交省) ・気候変動評価レポート2020(気象庁・文科省)など 	
	夏～秋	パブリックコメント		
	秋～冬	気候変動影響評価等小委員会 報告書(案)、意見具申(案)最終確認 2025年影響評価に向けた課題検討		
	気候変動影響評価報告書(案)、意見具申(案)確定			
	中央環境審議会 地球環境部会			
	公表			
2021	気候変動適応計画 変更			

論文・知見の収集※

国の研究事業等からの知見を追加

(参考)気候変動適応法の施行状況について

1. 地域気候変動適応計画の策定

- ・平成30年11月「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を公開した。
- ・法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を作成している都道府県・市町村は、12府県6政令指定都市※となっている。(平成31年7月1日現在 A-PLAT調べ)

※岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の12府県、仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、堺市、福岡市の6政令指定都市。

2. 地域気候変動適応センターの設置

- ・法第13条に基づく「地域気候変動適応センター」を確保している都道府県・市町村は、11県となっている。(平成31年7月1日現在 A-PLAT調べ)

都道府県	地域気候変動適応センターを確保した機関/組織	時期
埼玉県	埼玉県環境科学国際センター	2018年12月
滋賀県	滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策等推進本部	2019年1月
愛知県	愛知県環境調査センター	2019年3月
静岡県	静岡県環境衛生科学研究所	2019年3月
愛知県	愛知県環境調査センター	2019年3月
茨城県	茨城大学	2019年4月
神奈川県	神奈川県環境科学センター	2019年4月
長野県	長野県環境保全研究所 及び 長野県環境部環境エネルギー課	2019年4月
三重県	一般財団法人 三重県環境保全事業団	2019年4月
高知県	高知県衛生環境研究所	2019年4月
宮崎県	宮崎県環境森林部環境森林課	2019年6月

3. 気候変動適応広域協議会の設立について

- ・平成31年1月から2月にかけて、全国7地域(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州沖縄)で、法第14条に基づく気候変動適応広域協議会が立ち上がり、地域における気候変動適応に関する情報交換等の協議ができる体制が整った。
- ・令和元年度は、第2回を7～8月、第3回を1～2月に、各地域において開催する予定。

4. 国立環境研究所の取組状況について

- ・気候変動適応法に基づく新たな業務を実施するために、平成30年12月1日に「気候変動適応センター」を設立した。
- ・国立環境研究所が運営する情報基盤「気候変動適応情報プラットフォーム」において、関係府省庁の協力の下、適応に関する様々な情報を発信している。
- ・地方公共団体及び地域気候変動適応センターに対し、ニーズに応じた情報提供や助言、セミナーや勉強会を通じた人材育成、共同研究の実施等の支援の充実を図っていく。
- ・関係する国の機関や独立行政法人との連携協力についても調整を進めている。